

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日は、
翌日の翌日)

目 次

◇規

則

鳥取県立境港通動寮管理規則の一部を改正する規則(児童家庭課)
貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部を改正する規則(商工指導課)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県立境港通動寮管理規則の一部を改正する規則

一 境港通動寮の使用料の額を次のとおり引き上げることとした。(別表関係)

- (一) 入所者の収入月額から必要経費及び四、〇〇〇円を控除した額が一七、九二〇円(現行一七、四三〇円)を超える場合
一人月額 一七、九二〇円(現行一七、四三〇円)
- (二) 入所者の収入月額から必要経費及び四、〇〇〇円を控除した額が一七、九二〇円(現行一七、四三〇円)以下の場合

規 則

鳥取県立境港通動寮管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年八月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十七号

鳥取県立境港通動寮管理規則の一部を改正する規則

- 一人月額 収入月額から必要経費及び四、〇〇〇円を控除した額
- 二 この規則は、平成三年九月一日から施行することとした。

◇貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

- 一 事業年度末日における貸付残高が五百億円を超える貸金業者が知事に提出する事業報告書の添付書類の提出部数を次のとおり定めることとした。(第二条関係)
- 1 事業報告書の副本 一部
- 2 参考書類 それぞれ二部
- 二 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 三 この規則は、平成三年九月一日から施行することとした。

鳥取県立境港通勤寮管理規則（昭和四十八年三月鳥取県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表の表中「一七、四三〇円」を「一七、九二〇円」に改める。

附 則

この規則は、平成三年九月一日から施行する。

貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年八月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十八号

貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

貸金業の規制等に関する法律施行細則（昭和五十八年十一月鳥取県規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（登録申請書等の副本等の部数）」に改め、同条に次の二項を加える。

4 省令第三十条第二項に規定する事業報告書に添付する事業報告書の副本の部数は、一部とする。

5 省令第三十条第三項に規定する事業報告書に添付する参考書類の部数は、それぞれ二部とする。

第七条中「第四十二条第二項」を「第四十二条第三項」に改める。

附 則
この規則は、平成三年九月一日から施行する。